

(仮称) 温室効果ガス削減アクション プログラムについて

1. これまでの検討内容

論点	検討結果
① 対象事業者の範囲・規模	<ul style="list-style-type: none">対象事業者の範囲・規模<ul style="list-style-type: none">➢ エネルギー使用量原油換算1,500kL以上、又は、エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス3,000t-CO₂以上の事業所➢ 市内に100台以上の車両を保有する運送事業者対象事業者は義務、それ以外は任意
② 制度の基本事項	<p>「計画期間」：自治体が設定し3年間で終期を統一 「基準年度」：計画期間前年度 「削減対象の温室効果ガス」：温対法で定める7ガス 「削減目標」：事業者が総量と原単位の双方を設定 「電力排出係数」：計画期間内は固定</p>
③ 助言・支援	<ul style="list-style-type: none">現地調査による助言、市ホームページやメール等による事例や支援情報の紹介
④ 評価・表彰	<ul style="list-style-type: none">削減量や取り組みの実施状況を総合的に評価優良事業者を表彰し、取り組み等を広く紹介表彰対象者は選定委員会等を設置し選定
⑤ 中小事業者の任意参加の促進	<ul style="list-style-type: none">計画書等の書類作成負担の軽減や省エネの取り組み支援、アピール機会創出の仕組みを検討

2. 事業者温室効果ガス削減指針の策定

- 市が事業者の温室効果ガス削減に関して、以下の内容を記載した「指針」を策定し、公表する
 - 計画書・報告書の作成・提出方法
 - ✓ 計画期間
 - ✓ 基準年度
 - ✓ 削減対象の温室効果ガス
 - ✓ 削減目標の設定
 - ✓ 電力排出係数 など
 - 事業者が温室効果ガス削減のために取り組むべき対策
 - 助言や支援の方法
 - 評価や表彰の基準

	他政令市
指針あり	札幌、川崎、横浜、名古屋、京都、広島
指針なし	さいたま、相模原、神戸、福岡

3. 計画書・報告書の公表

- 事業者の取り組みを広く周知するため、計画書・報告書の公表をどのように行うか ⇒ 制度を有する10市すべてで公表
 - 市が事業者から提出された計画書・報告書を取りまとめて公表（6市）
 - ※但し、事業者の秘密情報については非公表とする
 - 事業者に計画書・報告書の公表を義務づけ（1市）
 - 市と事業者の双方が公表する（3市）

公表の主体	特徴	他政令市
自治体	一覧性に優れ、市民・事業者が参照しやすい	札幌、川崎、京都 相模原、神戸、福岡
事業者	事業活動における環境配慮や地域貢献をアピールできる一方、公表に係る事務負担も発生	さいたま
自治体と事業者の双方	一覧性もあるが、事業者負担も発生	横浜、名古屋、広島

4. 評価結果の公表

- 評価結果の公表をどうするか
 - ⇒ 評価を実施している3市すべてで公表
 - 市が事業者の計画書及び報告書（最終年度）を評価し、優良な事業者を公表（2市）
 - 市が事業者の計画書及び報告書（最終年度）を評価し、全ての事業者の評価結果を公表（1市）

公表の範囲	公表の内容	特徴	他政令市
優良事業者	5段階（又は3段階） 評価の結果	評価が低い事業者 に配慮	横浜、広島
全ての事業者		評価が低い事業者 の取り組みを促す	京都

5. 制度の実効性の担保①

◆ 制度の実効性を担保するための方策をどうするか

- 実施状況等の報告又は資料の提出の要請に関する規定
 - 制度を運営する上で必要な場合のみ行う

	他政令市
条例に規定あり	川崎、横浜、名古屋、京都、広島
規定なし	札幌、さいたま、相模原、神戸、福岡

- 立入調査に関する規定
 - 制度を運営する上で必要な場合のみ行う

	他政令市
条例に規定あり	さいたま、川崎、横浜、名古屋、京都、広島
規定なし	札幌、相模原、神戸、福岡

5. 制度の実効性の担保②

- 勧告・公表に関する規定
 - 再三の要請にもかかわらず、対象事業者が計画書等を提出しない場合
 - 計画書等に虚偽の記載をし、是正の要請に応じない場合
 - 実施状況等の報告（又は資料の提出）をしない場合や、虚偽の報告（又は虚偽の資料の提出）をした場合

提出・是正を求める「勧告」



事業者の名称等を公表

	他政令市
条例に規定あり	札幌、さいたま、川崎、横浜、名古屋、京都、広島
規定なし	相模原、神戸、福岡

6. 制度の実効性担保の概要

